



iDeCoの拠出限度額の引き上げ（2026年12月施行）による加入者掛金額変更（増額）の特例のご案内

iDeCoの加入者掛金額の変更は、通常、拠出限度額の範囲内で1年（※1）に1回に限られますが、特例（経過措置）期間中は以下の取扱いとなります。

※1：12月分から翌年11月分の掛金（引落日では1月から12月の期間）

特例の概要	特例の対象となる掛金額変更届
◆ 下記の＜特例期間＞内に、2026年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるようiDeCo加入者掛金額を初めて増額する場合（※2）は、掛金額変更年1回の例外となります。 【掛金額変更回数にカウントしません。】 ＜特例期間＞ 2026年12月1日～ 2027年11月30日まで（運営管理機関での受付日基準）	下記の加入者掛金額の変更届にて掛金額を初めて増額する場合 1. 加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】 2. 加入者掛金額変更届（K-009A号またはK-009D号） 3. 加入者登録情報変更届（K-032A号） 4. e-iDeCo（iDeCoでのオンライン手続きサービス）での掛金額変更届 ➤ いずれのお手続きの場合でも、お手続き方法の詳細については、ご自身がご加入中の運営管理機関へご相談ください。

※2：2026年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう増額する場合とは、具体的には下記の表に記載のとおりです。

国民年金の被保険者種別	区分	具体例 【変更後のiDeCo掛金額が下記の場合は、掛金額変更年1回の例外となります】
第1号被保険者 および 任意加入被保険者	国民年金基金に加入されている方	国民年金基金の掛金月額とiDeCoの掛金額の合計額が69,000円以上75,000円以下
	付加保険料を納付されている方	68,000円以上74,000円以下
	上記のいずれにも該当しない方	69,000円以上75,000円以下
第2号被保険者 (※3)	企業年金制度に加入されていない方 (厚生年金のみに加入されている方) <00>	24,000円以上62,000円以下
	企業型DCのみに加入されている方 または 企業型DC+DBに加入されている方 <01>	現在の掛金額超かつ61,000円以下
	DBのみに加入されている方 <02>	現在の掛金額超かつ61,000円以下
	国家公務員共済組合に加入されている方 <50>	21,000円以上54,000円以下
	地方公務員共済組合に加入されている方 <51>	21,000円以上54,000円以下
	私学共済に加入されている方 <52>	21,000円以上55,000円以下
	企業型DCやDB等+私学共済に加入されている方 <53>	現在の掛金額超かつ54,000円以下

※3：区分欄の＜カッコ＞内に記載された番号は、掛金額変更届にご記入いただく「企業年金制度等の加入状況コード」です。



iDeCoの拠出限度額の引き上げ（2026年12月施行）による掛金額変更（増額）の特例のご案内

iDeCoの加入者掛金額や中小事業主掛金納付制度（以下、iDeCoプラスといいます。）の事業主掛金額の変更は、通常、拠出限度額の範囲内で1年（※1）に1回に限られますが、特例（経過措置）期間中は以下の取扱いとなります。

※1：12月分から翌年11月分の掛金（引落日では1月から12月の期間）

特例の概要	特例の対象となる掛金額変更届
◆ 下記の＜特例期間＞内に、2026年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう【iDeCo加入者掛金額 + iDeCoプラスの事業主掛金額】の合計額を初めて増額する場合（※2）は、掛金額変更年1回の例外となります。 【掛金額変更回数にカウントしません。】 ＜特例期間＞ 2026年12月1日～ 2027年11月30日まで ➢ 加入者掛金額の変更届は運営管理機関受付日基準 ➢ 事業主掛金額の変更届は弊社での受付日基準	1. 加入者が下記の加入者掛金額の変更届にて掛金額を初めて増額する場合 ① 加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】 ② 加入者登録情報変更届（K-032A号） ③ e-iDeCo（iDeCoでのオンライン手続きサービス）での掛金額変更届 ➢ いずれのお手続きの場合でも、お手続き方法の詳細については、加入者ご自身がご加入中の運営管理機関へご相談ください。 2. 事業主が下記のiDeCoプラスの事業主掛金額の変更届にて掛金額を増額する場合 ① iDeCo+（中小事業主掛金納付制度） 掛金額変更事前受付 ② 通常の中小事業主掛金変更届 ➢ いずれのお手続きの場合でも、ご登録の内容によってご提出いただく様式が異なります。 お手続き方法の詳細については、iDeCo公式サイトをご確認ください。

※2：2026年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう【iDeCo加入者掛金額 + iDeCoプラスの事業主掛金額】の合計額を増額する場合とは、具体的には下記の表に記載のとおりです。

区分	具体例 【変更後の掛金額が下記の場合は、掛金額変更年1回の例外となります】
iDeCo加入者掛金額の変更届	下記1. 2. の両方を満たす掛金額変更 1. iDeCo加入者掛金額 + iDeCoプラスの事業主掛金額 の合計額が24,000円以上62,000円以下 2. 現在の加入者掛金額超かつ61,000円以下
iDeCoプラスの事業主掛金額の変更届	下記1. 2. の両方を満たす掛金額変更 1. iDeCo加入者掛金額 + iDeCoプラスの事業主掛金額 の合計額が24,000円以上62,000円以下 2. 現在の事業主掛金額超かつ61,000円以下